平成２３年（フ）第８６号
山口県宇部市西本町１丁目７番33号
債務者　荒川　聡志
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４７９４号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目６番６号第３大原マンション301号
債務者　田中　浩美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５７号
大阪市鶴見区今津中４丁目３番26号　木村マンション406号
債務者　古賀　智子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６２号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―1120号、前住所大阪市住吉区長居１丁目３番４―111号
債務者　秋田さゆり（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７２号
大阪市淀川区木川西１丁目12番17号　ラフィーネ新大阪102号
債務者　杉山　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０７号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目22番29号
債務者　福本　昭男
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０３０号
大阪市東成区大今里南１丁目12番15―401号
債務者　金谷泰吉こと　金　　泰吉
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２０号
大阪市大正区鶴町４丁目３番10―505号
債務者　髙野　麻弥（旧姓小早川）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５１号
大阪府吹田市古江台４丁目１番B17―109号
債務者　速石カズヱ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８３号
大阪市住吉区沢之町１丁目５番１号　エーデルハイムアビコ303号
債務者　千葉　　崇
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８４号
大阪市住吉区沢之町１丁目５番１号　エーデルハイムアビコ303号
債務者　千葉　美枝
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６６号
大阪府吹田市寿町２丁目２番１―904号
債務者　尾美　奈々
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８７号
大阪府茨木市宇野辺２丁目12番14号
債務者　中西冨美乃
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８１号
大阪府交野市梅が枝44番309号
債務者　山本　　**弘**
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８２号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目６番２―401号
債務者　和田佐代子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８７号
大阪市淀川区加島２丁目２番53号
債務者　吉本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８８号
大阪府大東市御領２丁目１番24号
債務者　尾本　初美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番113―104号
債務者　田邉　健一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部